

安倍さんがわかりやすくお答えします！平和安全法制のなぜ？なに？ドウシテ？

第四回 「平和安全法制は憲法違反なのか？」

27年7月10日（金）20時～

（牧島かれん衆議院議員）：みなさん、こんばんは。

（安倍晋三総裁）：こんばんは。

（牧島）：平和安全法制について全5回のシリーズでお送りしており、本日が第4回目です。「平和安全法制は憲法違反なのか？」という重大な問いに、安倍総裁から直接お答え頂きます。本日は神奈川17区、衆議院議員、牧島かれんがお送りいたします。よろしくお願いたします。安倍総裁、既に皆さんからコメント、メッセージを、たくさんいただいているようです。

（安倍総裁）：たくさんメッセージを入れていただいていますね。皆さん、よろしくお願いたします。

（牧島）：早速今日のテーマである「憲法違反なのかどうか」についてです。まず、平和安全法制は憲法違反だと言っている専門家がこれだけいるじゃないか、というコメントや世論の声があるかと思えます。そもそも、憲法において自衛権というのはどのように定義されているのでしょうか？

（安倍総裁）：これは牧島議員もよくご存知の通り、憲法には自衛権について明文の規定は無いんですね。日本が自衛権を持っているかどうかについて書いてありません。例えば「自衛権も日本は放棄をしているんだ」と、吉田総理はかつてそういう答弁をしたこともあり

ます。ですから、自衛隊を創設した後も、自衛権があるかないか、分からないんだから自衛隊は違憲だ、ということが随分言われていました。そこで、そういう論争がある中で昭和 34 年に最高裁で砂川判決がありました。まさに憲法最終的な判断を行うのは最高裁判所なんですね。憲法 81 条に、一切の法律が憲法に合憲かどうかを判断するのは最高裁判所です、と書いてあります。そして、自衛権について判断を下しているのは、この砂川判決だけなんですね。砂川判決においては、自衛権というのはありますよ、ということが示されました。

(牧島) : ただ一つの判決である砂川判決というものが取り上げられているのですが、これは昭和 34 年であり、実は私自身も生まれていません。今日ご覧の方の多くもまだ生まれていない頃の判決で、中身がちょっとよく分からない、この判決に依拠していいのか、というお声もあるかと思いますが、それに対してどうですか？

(安倍総裁) : まさに最高裁判所が、自衛権があるかないか、唯一の判断を下したのが砂川判決なんです。そして、この判決において、大法廷で 15 人の裁判官全員が、いわば自衛権はある、という合意をいたしました。裁判官全員ということなんですね。大法廷でも割れる場合があります、多数意見が判決になるわけでありますが、これは全員です。その判決の中で、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な自衛の措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。つまり、自衛権があつて、そして存立を守るために、国民を守るためにそれを行使するのは当然のことだ、と明確に判断をしているんです。

(牧島) : わが国の平和と安全を維持するのは当然のことである、と最高裁でも判決が出されているわけですね。けれども、それと集団的自衛権ということ考えたときに、この砂川判決のときには集団的自衛権という概念がそもそもなかったとは言えないでしょうか？

(安倍総裁) : 確かに、そういう批判がありますね。しかし、その批判は全く間違っているんです。事実を反します。この判決の中に、国連憲章はすべての国が、個別のおよび集団的自衛について固有の権利を有することを承認している、と言及しています。ですから、当然この判決を下した裁判官は、集団的自衛権と個別自衛権の概念は頭の中にあった、これは間違いないと思います。

(牧島) : 概念はそこに存在をしていた。その砂川判決を受けて、政府は集団的自衛権についてどのような判断をしたのでしょうか？

(安倍総裁) : いま憲法違反だと言う人たちがいますが、まさに国連憲章の中でも、すべての国は、集団的自衛権、個別自衛権共に権利として持っていると言っています。日本も加盟していますね。日米安保条約の前文にも、両国は集団的自衛権を持っていると書いてある。また、意外なことなんです、日ソ共同宣言にもその記述があります。砂川判決の中では、集団的自衛権、個別自衛権という書き方はしていないんですね。自衛権、「必要な自衛の措置」とまでしか書いていないんです。

そこで、私たちはこの「必要な自衛の措置」とは何かをずっと考えてきました。そして、政府としての考え方を1972年(昭和47年)に示しました。そのときには必要な自衛の措置、自衛権はあるけれども、当時の国際環境の中で、あるいは当時の状況を鑑みて、必要な自衛の措置の中身は、個別自衛権のみであって、集団的自衛権は含まれないという判断をしました。

(牧島) : 40年前はそうのように判断をしていたということですね。必要な自衛の措置がとれることは間違いがない。でも今回の解釈とは異なるという事は、この必要な自衛の措置の中身がこの40年間に変わったということなんですか？

(安倍総裁) : 砂川判決で必要な自衛の措置をとることができる、という判決が下された。しかし、その中で必要な自衛の措置とは何かを、我々はずっと考えてきた。まさに、それを考える責任があるのは、私たち国会であり、内閣であり、両者なんです。そこで、昭和47年の見解を示しましたが、あれから40年がたち、もう随分環境が変わりましたよね。たとえば当時は、北朝鮮は1発のミサイルも持っていませんでしたが、いまや数百発の弾道ミサイルを持っていて、1000キロを10分で飛んでいきます。同時に、このミサイルをミサイルでもって撃ち落とすという技術ができました。これがミサイル防衛システムで、日本もそのシステムを持っています。ミサイルをミサイルで撃ち落とす、これは拳銃の弾を拳銃の弾で撃ち落とす以上に難しい技術なんです。これを撃ち落とすためには、アメリカの衛星とリンクをする必要があるのですが、海ではイージス艦がそういう能力を持っているんですね。このイージス艦というのは、当時40年前は姿も形も無いものなんですね。ミサイルを撃ち落とす高度な技術を持っています。レーダーは地平線を越えていきます。衛星とデータリンクができますし、アメリカのイージス艦ともデータリンクができます。そういう仕組みについて、リアルタイムで日米協力ができます。当時はインターネットすらなかったんですね。大きく変わりました。まさにインターネットが出てきて、そしてサイバー攻撃も考えられる、国境が無い状況になったと思います。

そこで、今申し上げましたように、アメリカのイージス艦と日本のイージス艦がリンクしながら様々な対応をする。そうすると、その一角であるアメリカが攻撃を受ければ、こちらのシステムにも大きな影響が出てくる可能性は十分あって、事実上私たちへの攻撃であると考え得る状況が出てきたんだろう、と思います。

(牧島) : 40年の間に世界の情勢も変わってきましたし、いま総裁からお話しがあったように、テクノロジーも技術の進化があって、その進化が何に使われるか分からないという不確定要素も見えて取れるのかもしれませんが。その中で私たちは必要な自衛の措置を考えなければならないという、政治家としての責任があります。今、「総理に託していきます」というようなコメントもいただいております。

国境を守る、国を守るという概念自体が変化してきたということ、いま総裁がおっしゃったのかなと受け止めたのですけれども、一つの家を例えると、戸締りをしているということが家を守ることであった時代から、今は転換してきているということでしょうか？

(安倍総裁)：そうですね。いま兵器の進歩について、40年前の状況とは随分変わったというお話をしました。戸締りで言えば、かつては自分の財産を守るためには、ドアに鍵を掛けて両戸をちゃんと閉めておけば、泥棒を防ぐことができた。よって、自分の財産も守れたんですが、今や、例えば振り込め詐欺でお婆ちゃんやお爺ちゃんが騙されてしまう。こういう犯罪も出てきましたよね。そういうことにしっかりと対応していかなければならない。あるいは、インターネット口座が盗まれることもある。これは40年前には全く考えられなかったことです。そういう犯罪に対して守りを固めていって、初めてみんなの財産を守ることができる。これと同じことだと思いますね。

(牧島)：自らを守る自衛の措置ということですが、もう一歩、皆さんに分かりやすく総裁からご説明をしていただきたいのですが。

(安倍総裁)：例えば牧島さんは、スポーツチャンバラの達人だと聞いておりますが、そうですか。

(牧島)：はい、スポチャンやっています。

(安倍総裁)：スポーツチャンバラの達人ですから、強いんだろうと思います。例えば、不良が「安倍は生意気だからやっつけてやろう」と言っているという時に、私が一人で帰るのは不安だから、「牧島さん、一緒に帰ろうよ」となって、牧島さんと一緒に帰る。そして、牧島さんに前を歩いてもらっていたら、不良が二人、牧島さんに、殴りかかってきたとします。つまり、牧島さんに対する攻撃が発生した。でも私はまだ後ろにいるから、殴られ

ていない。スポーツチャンバラをやっている牧島さんも、相手は二人掛りですから、一人ではやられてしまう。そこで、私が牧島さんと一緒に対抗する。二対二ですけれども、スポーツチャンバラを牧島さんはやっていますから、私たちは彼らを追い払うことができる。今までの法制の解釈の中では、牧島さんに対して襲ってきて、殴りかかっているけれども、私は殴られていないから、それを見ているしかない。牧島さんは、二人掛りだからやられてしまう。そして、今度は私に二人掛りで来ますから、確実に私もやられてしまう。今までの法制は残念ながらそうなんです。一方、まさにこれは私の危機ですから、二人掛りで牧島さんが襲われたときに、私が対抗する。これが今度の新しい解釈になったということなんです。

(牧島)：集団的自衛権に関してですが、まず私たちの自衛の措置だということが、「分かりやすい」、「安心だね」、というコメントもいただきました。それでもやはり「憲法違反なんじゃないか」という声はありますし、「内閣の判断だけで憲法の解釈って変えてしまっているの？」とか、また「立憲主義に反するのではないか?」、更には「手続き上、問題があるのでは」という批判の声が、今も聞こえてきます。

(安倍総裁)：これは、先程からご説明をしている通り、憲法には自衛権が書いていない。しかし、憲法について最終的な判断をする最高裁の砂川判決において、自衛権はありますよ、という判断をした。しかし、そこには「必要な自衛の措置」としか書いていない。ずっと考えてきたわけです。当時は自衛隊も違憲だと言われました。そこで自衛の措置については、個別的自衛権は使えますよ、自衛隊は当然合憲ですよ、という判断を昭和47年に行ったわけです。つまりそれは内閣の解釈で行ったんです。このときは、実は閣議決定はしていないんです。そして、それから、40年以上が経過して、今度は状況が変わった中においては、ちゃんと閣議決定で判断をしているんです。そういう意味においては、立憲主義に沿ったものだと思います。

(牧島)：閣議決定もした、立憲主義に沿った中で、今回の方向性が出されているということですね。これまでのいくつかの法案に対しても、やはり憲法違反なのではないか、という議論が世論の中でもあったという歴史を私たちは持っていますが、その点はいかがですか？

(安倍総裁)：例えば、平成3年にPKO法案の審議がスタートした時においても、大多数の憲法学者は憲法違反だと言っていたんです。それが今、国民の9割以上が自衛隊のPKO参加を評価していますよね。実際にその時は、多くの憲法学者もそう言っていましたから、みんな不安だったんです。でも実際にPKO法を作ってPKO活動をやっていけば、やっぱり日本が世界の平和と安定のために、本当に役に立っている、そのことによって日本にとって大きな利益があるということを皆さんが理解したからこそ、9割の国民が支持をしているんだろうと思います。

(牧島)：その中で、色々な憲法学者さんからのご意見もあります。自衛隊自身が違憲だと言われていた時代もありました。そして今なお違憲だと言う憲法学者さんも多くいらっしゃいます。その中で今日一つご紹介をさせていただきたいと思っておりますのが、憲法審査会での出来事でございます。

民主党推薦の小林節教授の言葉をご紹介させていただきます。「政治家というのはそれぞれ現実と向き合っています。学者は利害を超えた世界の、坊主みたいなものであり、神学論争を言い伝える立場。神学でいくとまずいんだ、では元から変えていこうという風に政治家が判断なさることはあると思う。そういう意味で、我々は字面に拘泥するのが仕事でありまして、それが現実の政治家の必要とぶつかったら、それはそれで調整なさって下さい」と小林節教授はおっしゃっていました。

(安倍総裁)：憲法学者の意見も、貴重な専門家の意見ですから、我々もよく耳をすまさないといけないと思います。でも憲法学者のみなさんの役割・責任と、私たちの責任は違

うんです。先程申し上げましたように、憲法に明文規定がない中において、最高裁が自衛権はあると判断をした。そして、その中で、必要な自衛の措置はあると言っている。では必要な自衛の措置とは何か。必要な自衛の措置をしっかりとって、国民の命を守り、そして国を守る責任はまさに私たち政治家にあるんです。

時代が変わっていく。兵器も進歩していく。国際情勢も変わっていきます。国と国との関係も変わっていく中で、必要な自衛の措置を私たちは考え抜かなければいけないんです。これを考える責任を放棄するということは、もう政治家としての責任を放棄することなんだろうと思います。「憲法学者のみなさんが反対しているから私も反対だ」と言う政治家は、自分の責任を憲法学者のみなさんに丸投げしてしまっているんだろうと思うんです。

もちろん、憲法学者の声も聞きながら、しかし政治家が判断を下さなければ、責任を果たさなければ、自衛隊もできなかったし、安保条約もできなかったし、PKO 法案もできなかった。今回もやはり残念ながら憲法学者のみなさんには反対されている。もちろん賛成の学者の方々もおられる。国際法学者の方々の多くは実は賛成している人も多し、国際政治を勉強しているの方々や先生方はむしろ賛成の人たちのほうが多いんじゃないかと思います。そこでわたしたちは考え、考え抜いて、いま国民の命を守る、子どもたちが平和な暮らしができるためには今回の平和安全法制を、しっかりと成立をさせなければいけないと、こう判断をしたんです。

(牧島)：いま安倍総理総裁から、国民を守っていくという、まさに立憲主義にのっとった、私たち政治家の責任、重い決意を改めて聞かせていただいたと思います。多くの方の「支持します」というコメントも来ております。

今日の集中審議で野党の対案が出てきましたが、その点いかがでしたでしょうか？

(安倍総裁)：今日、野党の対案が出てきました。野党の対案が出てきたことは本当に良かったと思います。私たちがこの平和安全法制を出したからこそ、野党もやはり、自分たちもそういう責任を示さなければいけないと思ったんだと思います。

民主党は維新の党と共に、海上警備行動等に関する法案を出していますが、いわば存立危機事態等々についての法律案を民主党は出していません。それに近い法律案を維新の党は出したのです。そういう意味においては、私たちの案、維新の案、あるいは維新と民主党が一緒に出した案を比べながら、今日は審議することができたのではないのか、と思います。

今まで 100 時間審議をしました。今日案が出てくるまでに 90 時間審議をしていますから、その審議の上に立ってこの法案が出てきましたから、相当議論が熟した上において法案が出たことによって、これらの違い、それぞれの特徴は今日の審議を聞いていただいた皆さんには大分理解されたのではないのかな、と思います。

いずれにせよ、野党が対案を出したことは本当に良いことだったと思います。できればもう少し早く出していただきたかったな、と思います。

(牧島)：国民の皆さんが本当に注目をする中で、どのように日本という私たちの国、祖国を守っていくか。そして、国民を守る責任をどのように取っていくのか、ということが問われていくかと思います。

この平和安全法制、全 5 回にわたってシリーズでお送りをさせていただいていますが、残すところあと 1 回となりました。来週の月曜日、21 時から、「やっぱり心配。徴兵制。」ということで、ナビゲーターは丸川珠代参議院議員でお送りをさせていただきます。また皆さんからコメントやご質問をいただければと思っております。今日は安倍総裁、どうもありがとうございました。

(安倍総裁)：どうもありがとうございました。

了